

○厚生労働省令第二百二十二号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第六条第三項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第六条第三項及び薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）第九条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十一日

厚生労働大臣 根本 匠

医師法施行規則等の一部を改正する省令

（医師法施行規則の一部改正）

第一条 医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二号書式を次のように改める。



# 医師届出票

(平成 年12月31日現在)

第二号書式(第六条関係)

(1) 住 所	〒 <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/>		
	都 道 府 県		
ふりがな	電 話		
(2) 氏 名	(      -      -      )		
メールアドレス	@		
※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。			
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日	
		1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日	
(5) 医 籍 登 録 番 号	第 <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> 号	(6) 医 籍 登 録 年 月 日	
		1 平成 2 昭和 3 大正 年 月 日	
(7) 従事している施設及び業務の種別			
回答欄	施設の種別	業 務 の 種 別	
01～19のうち1つを記入すること。  主たる施設・業務の種別(1つ)     複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～18のうち1つを記入すること。  従たる施設・業務の種別(1つ)	診療所	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者	
	病院 (医育機関附属の病院を除く)	03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者	
	医育機関 (医学部を有する大学又はその附属機関)	05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)	
	介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者	
	介護医療院	12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者	
	上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 14及び15以外の産業医 17 上記以外の保健衛生業務の従事者	
	その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者	
	従 事 先		
	施設の名称・所在地は明確に記入し、電話番号は施設の代表電話を記入すること。 「勤務状況」は今年度12月1日～7日の状況を記入すること。 勤務日数には宿直・日直以外の勤務日を記入し、午前のみ、午後のみ勤務の場合は0.5日として計上する。 宿直・日直回数には、休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務を記入し、日直・宿直はそれぞれ1回、宿直と日直を連続して行う場合は2回として計上する。なお、オンコールは計上しない。		
	(8) 主たる従事先 ( (7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。 )		
ふりがな	電 話		
名 称	代表電話 (      -      -      )		
所在地	(1)住所と同じ 〒 <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/>		
所在地と(1)住所が 同じ場合は☑し 記入は不要。	<input type="checkbox"/> 都 道 市 区 町 村 府 県 郡		
勤務状況	勤務日数      .      日/週	宿直・日直回数      回/週	
(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。 )			
ふりがな	電 話		
名 称	代表電話 (      -      -      )		
所在地	(1)住所と同じ 〒 <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/>		
所在地と(1)住所が 同じ場合は☑し 記入は不要。	<input type="checkbox"/> 都 道 市 区 町 村 府 県 郡		
勤務状況	勤務日数      .      日/週	宿直・日直回数      回/週	
(10) 従たる従事先の件数	件 (今年度12月31日現在で雇用契約等のある全ての従たる従事先。(9)欄の従事先を含む。)		
主たる従事先の状況 (以下の(11)～(13)欄は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～17のいずれかを記入した者のみが記入すること。)			
(11) 就 業 形 態	1・2いずれかを○で囲むこと。 1 常勤      2 非常勤		
※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。			
(12) 主たる業務内容	最も長時間従事している業務内容の番号を○で囲むこと。 1 診療      2 教育・研究      3 管理      4 産業医業務      5 その他		
(13) 休 業 の 取 得	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業      2 育児休業      3 介護休業		

裏面へ続く

(14) 従事する診療科名等		(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。			
<p>従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。 また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。</p> <p>臨床研修医の場合、「40 臨床研修医」のみを○で囲むこと。</p> <p>該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。</p>	I	01 内科 04 消化器内科(胃腸内科) 07 糖尿病内科(代謝内科) 10 アレルギー科 13 小児科	02 呼吸器内科 05 腎臓内科 08 血液内科 11 リウマチ科 14 精神科	03 循環器内科 06 神経内科 09 皮膚科 12 感染症内科 15 心療内科	<p>主たる診療科名の番号(1つ)</p>
	II	16 外科 19 乳癌外科 22 泌尿器科 25 整形外科 28 眼科 31 産婦人科	17 呼吸器外科 20 気管食道外科 23 肛門外科 26 形成外科 29 耳鼻咽喉科 32 産科	18 心臓血管外科 21 消化器外科(胃腸外科) 24 脳神経外科 27 美容外科 30 小児外科 33 婦人科	
	III	34 リハビリテーション科 37 病理診断科	35 放射線科 38 臨床検査科	36 麻酔科 39 救急科	
	IV	40 臨床研修医	41 全科		
	V	42 その他 ( )			
(15) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名及び麻酔科の標榜資格	<p>取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。</p> <p>医療法に基づいて広告することが可能とされている医師の専門性に関する資格及び麻酔科の標榜資格(麻酔科標榜医)を指す。専門性に関する資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。</p>				
	I	01 総合内科専門医 04 精神科専門医 07 産婦人科専門医 10 泌尿器科専門医 13 麻酔科専門医 16 形成外科専門医	02 小児科専門医 05 外科専門医 08 眼科専門医 11 脳神経外科専門医 14 病理専門医 17 リハビリテーション科専門医	03 皮膚科専門医 06 整形外科専門医 09 耳鼻咽喉科専門医 12 放射線科専門医 15 救急科専門医	
		18 呼吸器専門医 21 腎臓専門医 24 糖尿病専門医 27 アレルギー専門医 30 心療内科専門医	19 循環器専門医 22 肝臓専門医 25 内分泌代謝科専門医 28 リウマチ専門医	20 消化器病専門医 23 神経内科専門医 26 血液専門医 29 感染症専門医	
		31 呼吸器外科専門医 34 気管食道科専門医 37 超音波専門医 40 老年病専門医 43 漢方専門医 46 核医学専門医 49 ベイックリニック専門医 52 がん薬物療法専門医 55 小児神経専門医	32 心臓血管外科専門医 35 消化器外科専門医 38 細胞診専門医 41 消化器内視鏡専門医 44 レーザー専門医 47 大腸肛門病専門医 50 熱傷専門医 53 周産期(新生児)専門医 56 一般病院連携精神医学専門医	33 乳腺専門医 36 小児外科専門医 39 透析専門医 42 臨床遺伝専門医 45 気管支鏡専門医 48 婦人科腫瘍専門医 51 脳血管内治療専門医 54 生殖医療専門医	
	II	57 麻酔科標榜医			
(16) 分娩の取扱いの有無	<p>過去2年以内での分娩取扱いの実績について、1・2いずれかを○で囲むこと。 1 分娩の取扱いあり 2 分娩の取扱いなし</p>				
(17) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等	<p>大学名等の番号を1つ○で囲むこと。(修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。)</p> <p>大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。</p>				
	国立	01 北海道大学 05 秋田大学 09 千葉大学 13 富山大学 17 信州大学 21 三重大学 25 神戸大学 29 広島大学 33 愛媛大学 37 長崎大学 41 鹿児島大学	02 旭川医科大学 06 山形大学 10 東京大学 14 金沢大学 18 岐阜大学 22 滋賀医科大学 26 鳥取大学 30 山口大学 34 高知大学 38 熊本大学 42 琉球大学	03 弘前大学 07 筑波大学 11 東京医科歯科大学 15 福井大学 19 浜松医科大学 23 京都大学 27 島根大学 31 徳島大学 35 九州大学 39 大分大学	04 東北大学 08 群馬大学 12 新潟大学 16 山梨大学 20 名古屋大学 24 大阪大学 28 岡山大学 32 香川大学 36 佐賀大学 40 宮崎大学
	公立	43 札幌医科大学 47 京都府立医科大学 51 岩手医科大学 55 杏林大学 59 帝京大学 63 東邦大学 67 東海大学 71 藤田保健衛生大学 75 兵庫医科大学 79 産業医科大学	44 福島県立医科大学 48 大阪市立大学 52 自治医科大学 56 慶應義塾大学 60 東京医科大学 64 日本大学 68 聖マリアンナ医科大学 72 大阪医科大学 76 川崎医科大学 80 防衛医科大学校	45 横浜市立大学 49 奈良県立医科大学 53 獨協医科大学 57 順天堂大学 61 東京慈恵会医科大学 65 日本医科大学 69 金沢医科大学 73 関西医科大学 77 久留米大学 81 外国の医学学校	46 名古屋市立大学 50 和歌山県立医科大学 54 埼玉医科大学 58 昭和大学 62 東京女子医科大学 66 北里大学 70 愛知医科大学 74 近畿大学 78 福岡大学 82 その他
	私立・大学校・外国医学校・その他	51 岩手医科大学 55 杏林大学 59 帝京大学 63 東邦大学 67 東海大学 71 藤田保健衛生大学 75 兵庫医科大学 79 産業医科大学	52 自治医科大学 56 慶應義塾大学 60 東京医科大学 64 日本大学 68 聖マリアンナ医科大学 72 大阪医科大学 76 川崎医科大学 80 防衛医科大学校	53 獨協医科大学 57 順天堂大学 61 東京慈恵会医科大学 65 日本医科大学 69 金沢医科大学 73 関西医科大学 77 久留米大学 81 外国の医学学校	54 埼玉医科大学 58 昭和大学 62 東京女子医科大学 66 北里大学 70 愛知医科大学 74 近畿大学 78 福岡大学 82 その他
	医学課程を修めた外国の医学校のある国	(17)欄の81を○で囲んだ者のみが記入すること。			
	医学校のある国の番号を1つ○で囲むこと。	1 英国	2 オーストラリア	3 韓国	4 中国
		6 ブラジル	7 米国	8 ルーマニア	9 その他 ( )
(18) 出身地	<p>(あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県(出身地)を記入すること。 外国の場合は「外国」を○で囲むこと。)</p>				
				都道府県	外国
(19) 本届出票の活用に対する確認	<p>各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。</p>				
				同意しない場合	
(20) 備考					

(歯科医師法施行規則の一部改正)

第二条 歯科医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二号書式を次のように改める。



# 歯科医師届出票

(平成 年12月31日現在)

第二号書式(第六条関係)

(1) 住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
	都府 道県	電 話
(2) 氏名	(      -      -      )	
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日
		1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治
(5) 歯科医籍登録番号	第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号	(6) 歯科医籍登録年月日
		1 平成 2 昭和 3 大正
(7) 従事している施設及び業務の種別		
回答欄	施設の種別	業 務 の 種 別
01～18のうち1つを記入すること。 <input style="width: 100%; height: 100%;" type="text"/> 主たる施設・業務の種別(1つ)  複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～17のうち1つを記入すること。 <input style="width: 100%; height: 100%;" type="text"/> 従たる施設・業務の種別(1つ)	診療所	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者
	病院 (医育機関附属の病院を除く。)	03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者
	医育機関 (歯学部若しくは医学部を有する大学又はその附属機関)	05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)
	介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者
	介護医療院	12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者
	上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 上記以外の保健衛生業務の従事者
	その他	17 その他の業務の従事者 18 無職の者
	(8) 主たる従事先 ( (7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。 )	
ふりがな		
電 話	(      -      -      )	
名 称	代表電話 (      -      -      )	
所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
(1)住所と同じ <input type="checkbox"/>	都 道 府 県	市 郡 区 町 村
(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)		
ふりがな		
電 話	(      -      -      )	
名 称	代表電話 (      -      -      )	
所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
(1)住所と同じ <input type="checkbox"/>	都 道 府 県	市 郡 区 町 村
主たる従事先の状況 (以下の(10)～(12)欄は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～16のいずれかを記入した者のみが記入すること。)		
(10) 就業形態	1・2いずれかを○で囲むこと。 1 常勤                      2 非常勤 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; font-size: x-small;">                     ※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。                 </div>	
(11) 主たる業務内容	最も長時間従事している業務内容の番号を○で囲むこと。 1 診療                      2 教育・研究                      3 管理                      4 その他	
(12) 休業の取得	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業                      2 育児休業                      3 介護休業	

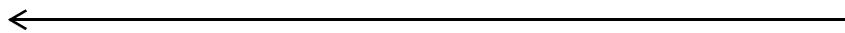
裏面へ続く

<p>(13) 従事する診療科名等</p> <p>従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。 また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。</p>	<p>((7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。)</p> <p>1 歯科            2 矯正歯科            3 小児歯科            4 歯科口腔外科</p> <p>5 臨床研修歯科医</p> <p>臨床研修歯科医の場合、「5 臨床研修歯科医」のみを○で囲むこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; float: right;">       主たる診療科名の番号(1つ)     </div>
<p>(14) 取得している広告可能な歯科医師の専門性に関する資格名</p> <p>取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。</p>	<p>医療法に基づいて広告することが可能とされている歯科医師の専門性に関する資格を指す。資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。</p> <p>1 口腔外科専門医            2 歯周病専門医            3 歯科麻酔専門医</p> <p>4 小児歯科専門医            5 歯科放射線専門医</p>
<p>(15) 本届出票の活用に対する確認</p>	<p>各都道府県における歯科医師の適正配置の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに<b>同意しない場合</b>には、右欄に○を付けること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; float: right;">       同意しない場合     </div>
<p>(16) 備考</p>	

提出期限 翌年1月15日

(薬剤師法施行規則の一部改正)

第三条 薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。  
様式第六を次のように改める。



# 薬剤師届出票

(平成 年12月31日現在)

(1) 住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
	都 道 府 県		
ふりがな			電 話
(2) 氏名			(      -      -      )
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(5) 薬剤師名簿登録番号	第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号	(6) 薬剤師名簿登録年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 年 月 日
(7) 主に従事している施設及び業務の種類	施設の種別	業務の種類別	
	薬局	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者	
	病院	03 調剤・病棟業務 04 その他(治験、検査等)	
	診療所	05 調剤・病棟業務 06 その他(治験、検査等)	
	介護保険施設	07 介護老人保健施設の勤務者 08 介護医療院の勤務者	
	大学	09 勤務者(研究・教育) 10 大学院生又は研究生	
	医薬品関係企業	11 医薬品製造販売業・製造業(研究・開発、営業、その他) 12 店舗販売業 13 配置販売業 14 卸売販売業	
	上記以外の施設	15 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	
	その他	16 その他の業務の従事者 17 無職の者	
	ふりがな		
(8) 従事先の名称 <small>(7)欄の01～16のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。</small>			代表電話 (      -      -      )
(9) 従事先の所在地 <small>(7)欄の01～16のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。 所在地と(1)住所が同じ場合は☑し記入は不要。</small>	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
	(1)住所と同じ <input type="checkbox"/>	都 道 府 県	市 郡 区 町 村
(10) 就業形態 <small>(7)欄の01～09及び11～16のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。</small>	1・2いずれかを○で囲むこと。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。</span>		
	1 常勤	2 非常勤	
(11) 休業の取得 <small>(7)欄の01～09及び11～16のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。</small>	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。		
	1 産前・産後休業	2 育児休業	3 介護休業
(12) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した必要な情報((1)～(4)、(7)～(11)欄。(4)は生年のみ。)を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。		同意しない場合 <input type="checkbox"/>
(13) 備考			



## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。